

# 第 102 回 東京都固定資産評価審議会 資料

令和 5 年 11 月 14 日

東京都総務局行政部

# 目 次

## <報告事項>

令和6年度の固定資産評価替え（土地）について……………	1
-----------------------------	---

## <審議事項>

令和6年度の宅地等の基準地価格等について……………	8
（1）基準宅地に係る路線価等（案）……………	10
（2）田、畑及び山林の基準地価格（案）……………	16

## <参 考>

1 令和5年東京都地価調査等の状況……………	19
2 地方税法（抜粋）・東京都固定資産評価審議会条例……………	22
3 東京都固定資産評価審議会委員名簿……………	26

< 報 告 事 項 >

令和6年度の固定資産評価替え（土地）について

1 「令和6年度固定資産の評価替えに関する留意事項について」の概要  
(令和4年5月23日付総税評第15号)

(1) 基本的事項

ア 適正な評価の実施等

- (ア) 均衡のとれた適正な評価を行うこと。また、地目の変換等現況変更の把握漏れ等による課税誤りのないよう現況の把握について適正を期すること。
- (イ) 土地の評価に関する資料について、適切な整備保存に努めること。
- (ウ) 納税者に対して評価の仕組みや評価額の算出過程について分かりやすく説明するよう努めること。

イ 評価の均衡確保等

- (ア) 基準地価格  
指定市町村の基準地価格については総務大臣が、指定市町村以外の基準地価格については都道府県知事が、それぞれ調整を行うこととされているが、都道府県において当該調整を行う際には、市町村間の価格の均衡を図ること。
- (イ) 法規制等により利用制限等のある土地の評価  
法令等による開発行為の制限、建築規制等の土地の利用制限等が土地の価格に影響を与える場合には、当該影響を適正に評価に反映させること。

(2) 宅地に関する事項

ア 標準宅地の適正な時価の評定

標準宅地の適正な時価の評定に当たっては、地価公示価格等の7割を目途とすること。

イ 価格調査基準日以降の評価額の下落修正措置

令和5年1月1日(価格調査基準日)以降の地価動向によっては、評価基準第1章第12節二と同様の措置を講じる予定であること。

**【参考】 固定資産評価基準の一部を改正する告示案 第1章第12節 経過措置**

二 令和6年度の宅地の評価においては、市町村長は、令和5年1月1日から令和5年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によって求めた評価額に修正を加えることができるものとする。

⇒ 令和6年度においても、地価下落地域の土地の評価額の修正については、令和5年1月1日から令和5年7月1日までの半年間の下落率を評価額に反映させる予定となった。

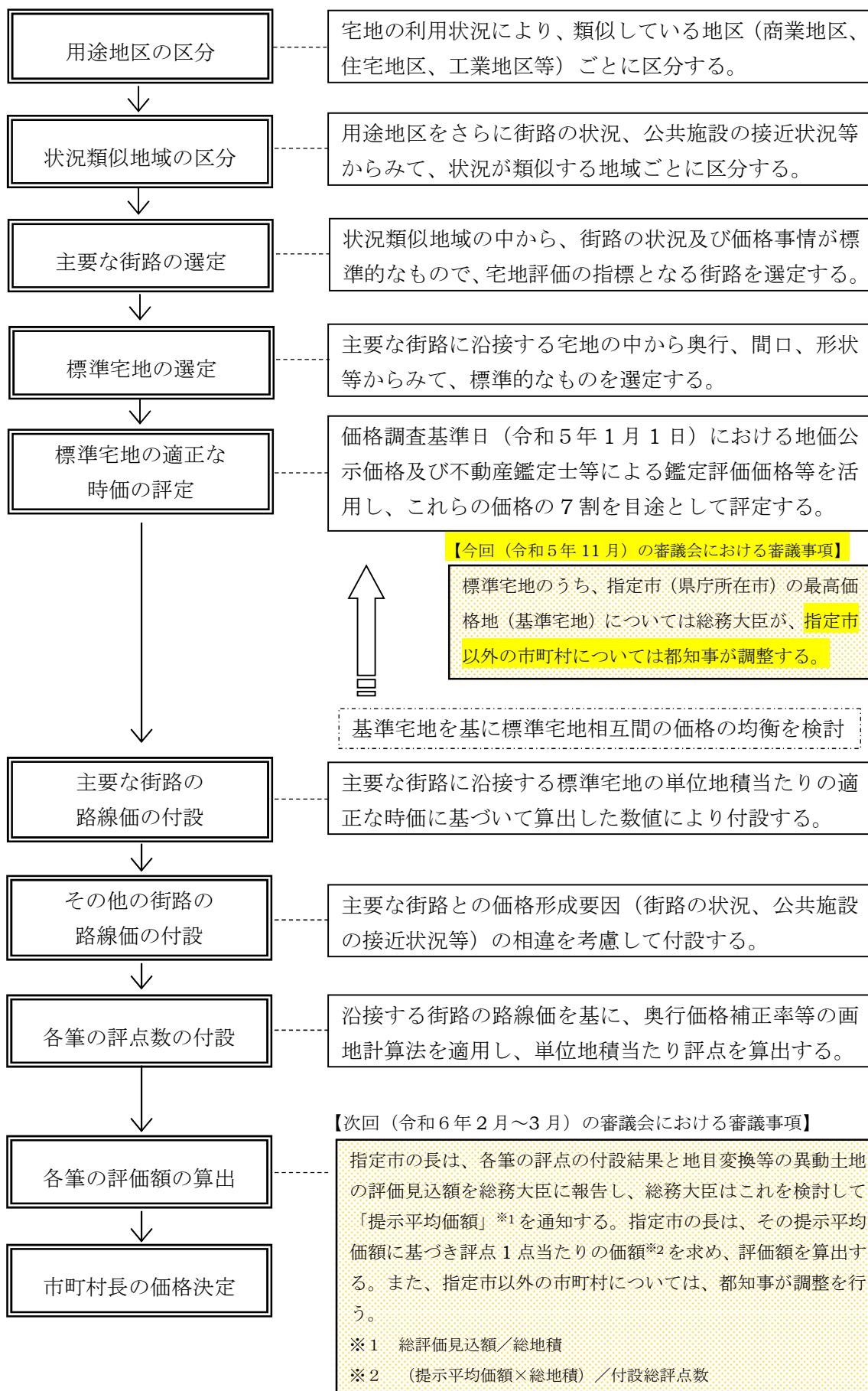
## 2 「固定資産評価基準の一部を改正する告示案」の概要

(令和5年9月19日付「地方財政審議会第41回固定資産評価分科会会議資料」より)

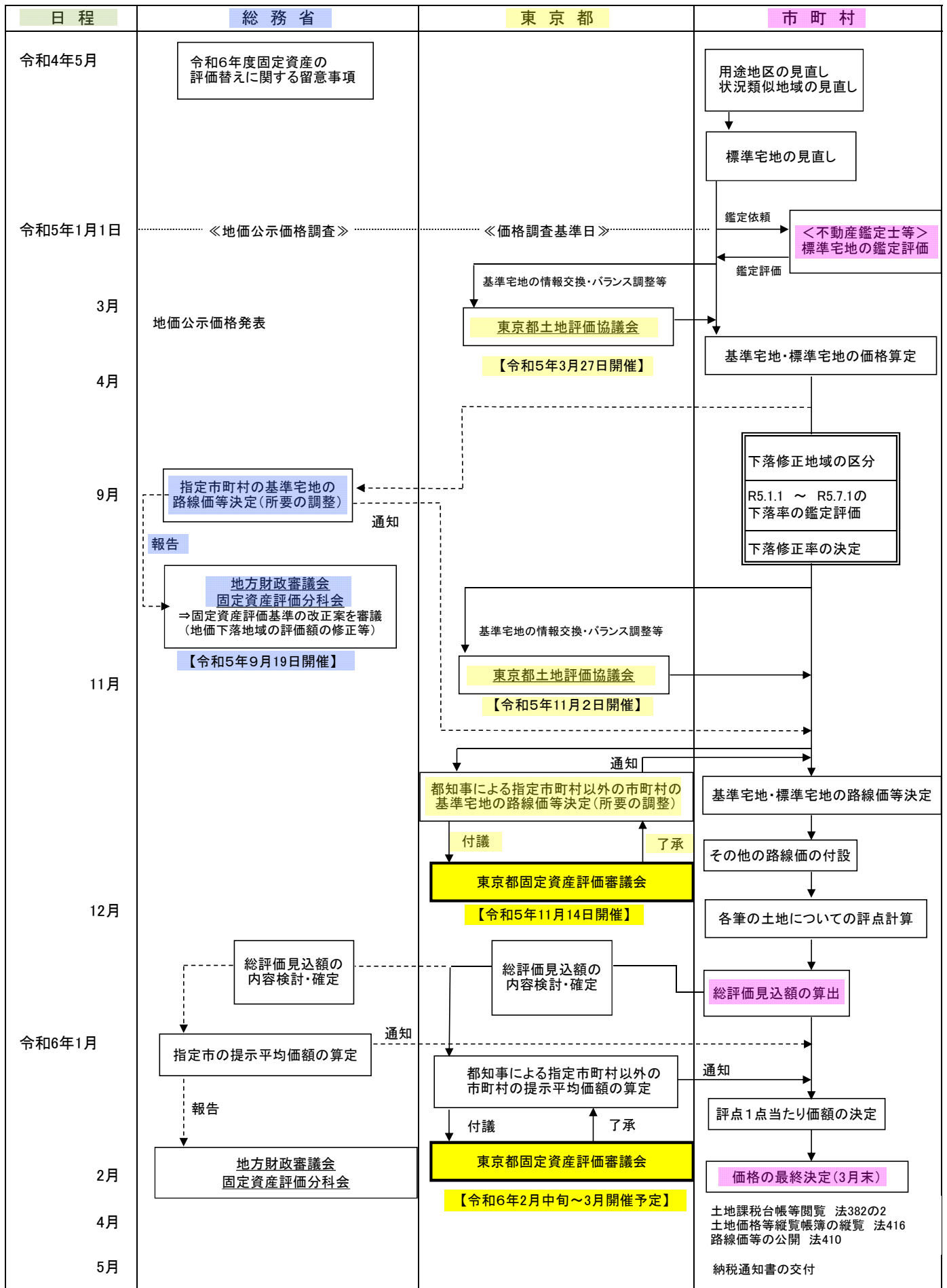
### 〈地価下落地域における土地の評価額の修正について〉

全国的に地価は回復傾向にあるものの、全国で3割程度、地方圏で4割程度の地点で地価が下落していることから、地価下落をできる限り反映させるため、令和5年1月1日から同年7月1日までの半年間の地価の下落状況を評価額に反映することができるものとする。

## 宅地評価（市街地宅地評価法）の流れ



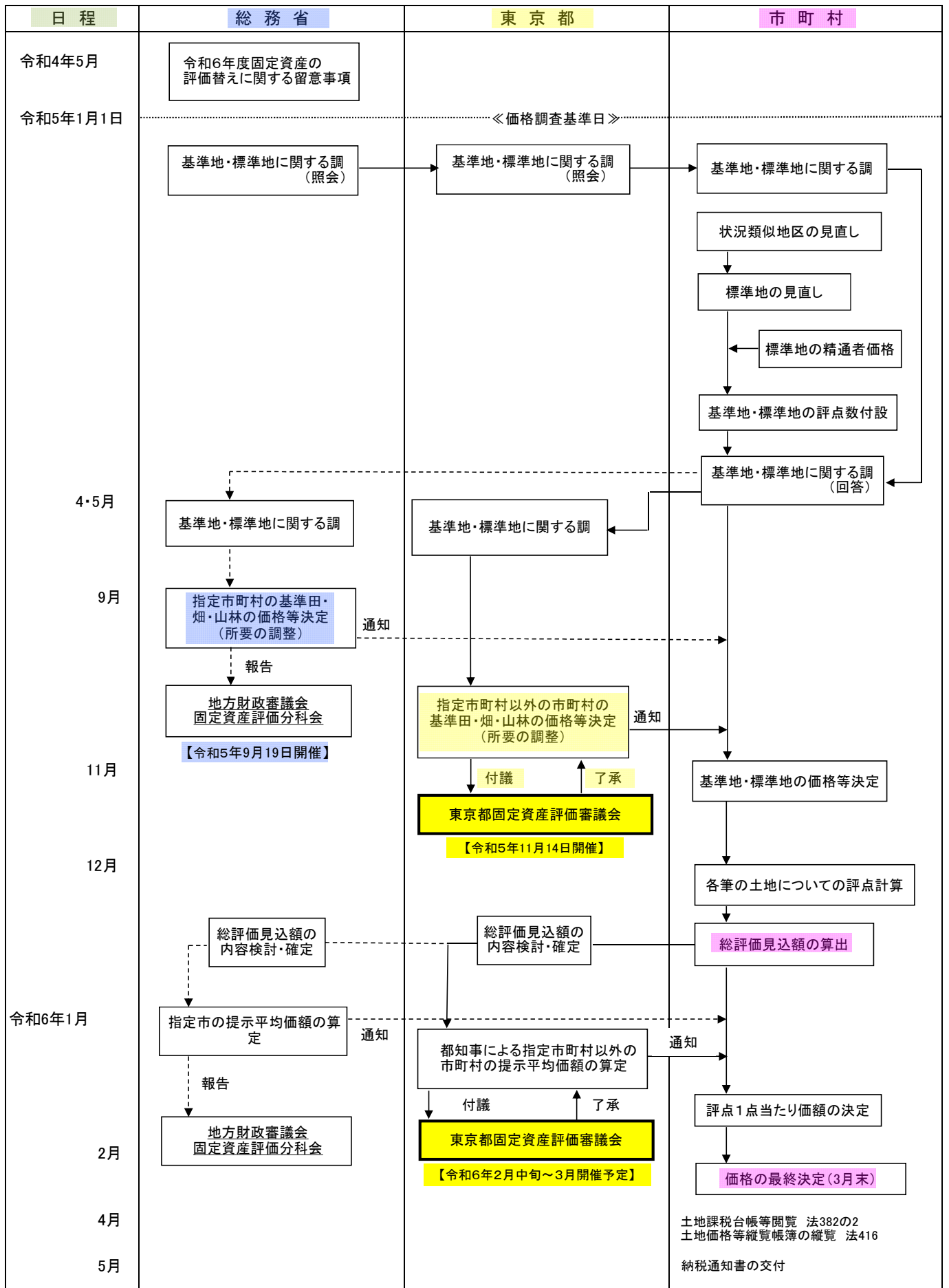
評価替えの手順と宅地評価の概要(市街地宅地評価法の場合)



※図中の点線(…)は、指定市(特別区)の流れである。



# 評価替えの手順と農地・山林評価の概要



※図中の点線(…)は、指定市町村(田:八王子市、畑:武蔵村山市、山林:奥多摩町)の流れである。

< 審 議 事 項 >

令和6年度の宅地等の基準地価格等について

# 固定資産税の基準地価格について

## 1 基準地価格の概要

- ・ 土地評価の均衡を確保するための指標となる各市町村内の代表的な1地点の価格
- ・ 固定資産税における土地の評価は市町村長が行うが、都道府県または市町村間の土地評価の均衡を図るために総務大臣または都道府県知事が調整

### ○ 対象となる地目

宅地・田・畑・山林の4地目

### ○ 基準地の要件

宅 地 ⇒ 最高の路線価を付設した街路に沿接する標準地

または、単位地積当たりの適正な時価が最高である標準地

田・畑・山林 ⇒ 地勢等の状況からみて上級の標準地のうち1の標準地を選定

## 2 基準地価格の調整方法

### ○ 指定市町村

総務大臣による所要の調整が行われ、地方財政審議会固定資産評価分科会において報告

#### 【東京都の指定市町村】

宅地：特別区

田：八王子市

畑：武蔵村山市

山林：奥多摩町

### ○ 指定市町村以外の市町村

東京都知事による所要の調整が行われ、東京都固定資産評価審議会において審議

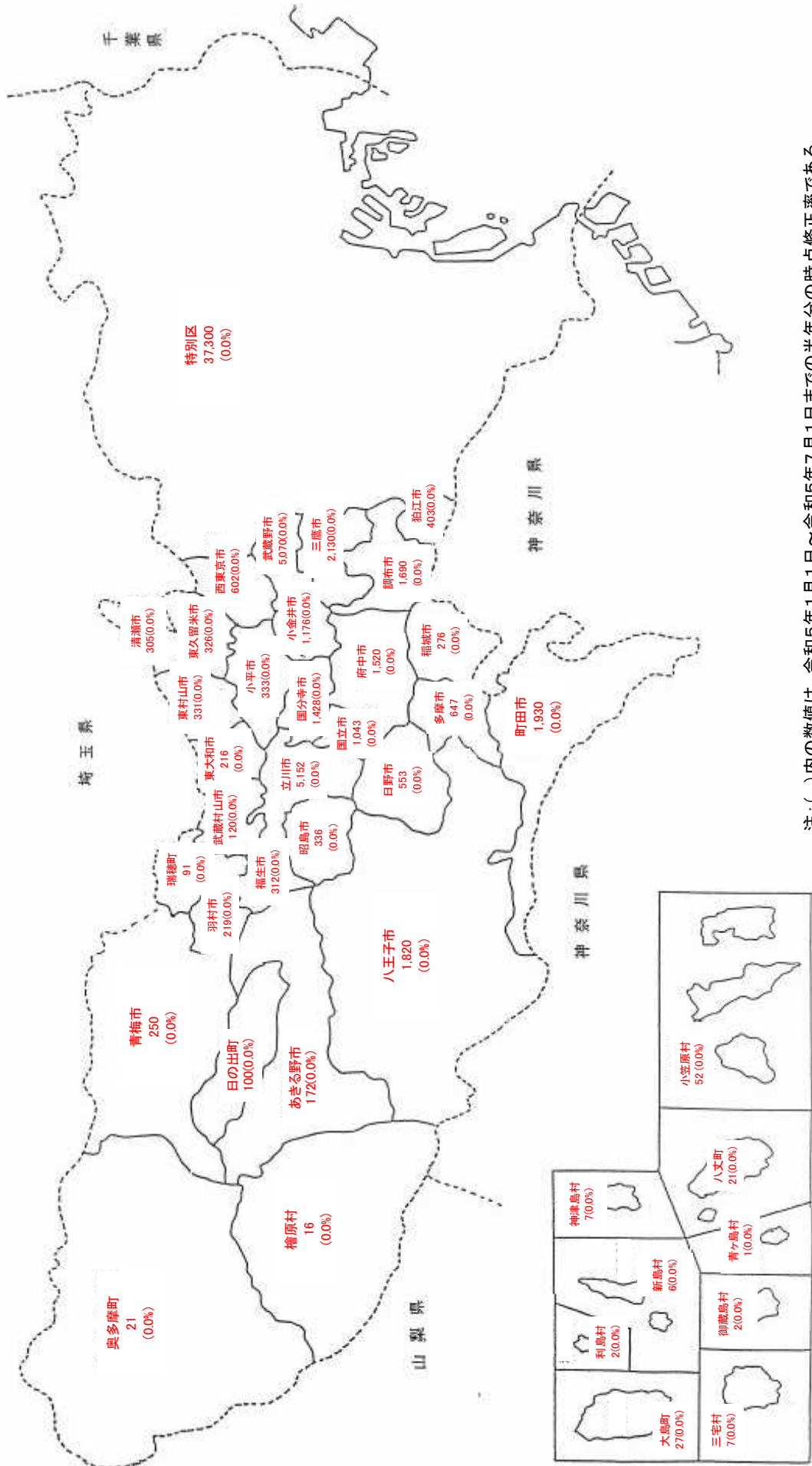
基準宅地に係る路線価等（案）

取扱注意

団体名	基準宅地の所在地	変更	路線価			等価			変動率		
			令和6年度			令和5年度	令和3年度		1.1基準	(参考)修正後	
			R5.1.1基準 (A) (円/㎡)	修正率 (C) / (A) -1 (B) (%)	R5.7.1修正 (A) × (B) (C) (円/㎡)	R4.7.1修正 (D) (円/㎡)	R2.1.1基準 (E) (円/㎡)	R2.7.1修正 (F) (円/㎡)	R2.1.1 → R5.1.1 (A) / (E) -1 (G) (%)	R4.7.1 → R5.7.1 (C) / (D) -1 (H) (%)	R2.7.1 → R5.7.1 (C) / (F) -1 (I) (%)
特別区	中央区銀座五丁目（中央通り）		37,300,000	0.0%	37,300,000	36,410,800	40,100,000	37,734,100	▲ 7.0%	2.4%	▲ 1.2%
八王子市	旭町（八王子駅北口駅前広場）		1,820,000	0.0%	1,820,000	1,776,600	1,890,000	1,806,840	▲ 3.7%	2.4%	0.7%
立川市	曙町二丁目（立川駅北口ロータリー）		5,152,000	0.0%	5,152,000	5,064,000	5,131,000	5,064,000	0.4%	1.7%	1.7%
武蔵野市	吉祥寺本町一丁目（サンロード）		5,070,000	0.0%	5,070,000	4,723,600	4,900,000	4,723,600	3.5%	7.3%	7.3%
三鷹市	下連雀三丁目（三鷹中央通り）		2,130,000	0.0%	2,130,000	1,965,460	2,020,000	1,965,460	5.4%	8.4%	8.4%
青梅市	河辺町十丁目（河辺駅前ロータリー）		250,000	0.0%	250,000	251,489	259,000	252,784	▲ 3.5%	▲ 0.6%	▲ 1.1%
府中市	宮町一丁目（府中駅前通り）		1,520,000	0.0%	1,520,000	1,440,000	1,440,000	1,440,000	5.6%	5.6%	5.6%
昭島市	昭和町二丁目（昭島駅南口ロータリー）		336,000	0.0%	336,000	328,348	332,000	328,348	1.2%	2.3%	2.3%
調布市	小島町一丁目（調布駅北口駅前ロータリー）		1,690,000	0.0%	1,690,000	1,589,070	1,610,000	1,589,070	5.0%	6.4%	6.4%
町田市	原町田六丁目（パーク・アベニュー通り）		1,930,000	0.0%	1,930,000	1,880,000	1,940,000	1,910,000	▲ 0.5%	2.7%	1.0%
小金井市	本町六丁目（武蔵小金井駅南口駅前広場）		1,176,000	0.0%	1,176,000	1,155,000	1,155,000	1,155,000	1.8%	1.8%	1.8%
小平市	花小金井一丁目（花小金井駅前通り）		333,000	0.0%	333,000	328,020	330,000	328,020	0.9%	1.5%	1.5%
日野市	多摩平一丁目（豊田駅北口ロータリー）		553,000	0.0%	553,000	526,000	532,000	526,000	3.9%	5.1%	5.1%
東村山市	栄町二丁目（久米川駅南口ロータリー）		331,000	0.0%	331,000	327,000	332,000	326,000	▲ 0.3%	1.2%	1.5%
国分寺市	本町三丁目（国分寺駅北口交通広場）		1,428,000	0.0%	1,428,000	1,309,770	1,323,000	1,309,770	7.9%	9.0%	9.0%
国立市	中一丁目（国立駅前ロータリー）		1,043,000	0.0%	1,043,000	960,400	980,000	960,400	6.4%	8.6%	8.6%
福生市	東町（福生駅東口駅前広場）		312,000	0.0%	312,000	307,506	318,000	311,322	▲ 1.9%	1.5%	0.2%
狛江市	元和泉一丁目（狛江駅北口駅前広場）		403,200	0.0%	403,200	384,129	388,000	386,060	3.9%	5.0%	4.4%
東大和市	南街五丁目（桜街道）		216,300	0.0%	216,300	214,830	217,000	215,915	▲ 0.3%	0.7%	0.2%
清瀬市	元町一丁目（市道0271号線駅前ロータリー）		305,000	0.0%	305,000	303,000	307,000	304,230	▲ 0.7%	0.7%	0.3%
東久留米市	本町一丁目（東久留米駅西口ロータリー）		326,200	0.0%	326,200	322,938	326,200	323,917	0.0%	1.0%	0.7%
武蔵村山市	学園三丁目（団地西通り）		120,000	0.0%	120,000	118,286	119,000	117,572	0.8%	1.4%	2.1%
多摩市	一ノ宮二丁目（聖蹟Uロード）		647,000	0.0%	647,000	626,808	637,000	629,993	1.6%	3.2%	2.7%
稲城市	若葉台二丁目（若葉台中央通り）		276,000	0.0%	276,000	262,275	269,000	262,275	2.6%	5.2%	5.2%
羽村市	五ノ神一丁目（羽村駅東口ロータリー）		219,000	0.0%	219,000	218,542	226,000	221,028	▲ 3.1%	0.2%	▲ 0.9%
あきる野市	秋川二丁目（秋川駅前ロータリー）		172,900	0.0%	172,900	172,735	179,000	174,525	▲ 3.4%	0.1%	▲ 0.9%
西東京市	田無町二丁目（田無駅北口ロータリー）		602,000	0.0%	602,000	581,000	581,000	581,000	3.6%	3.6%	3.6%
瑞穂町	大字箱根ヶ崎（箱根ヶ崎駅前ロータリー）		91,700	0.0%	91,700	88,452	91,000	89,180	0.8%	3.7%	2.8%
日の出町	大字平井字三吉野桜木（阿伎留病院前通り）		100,100	0.0%	100,100	99,470	101,500	99,470	▲ 1.4%	0.6%	0.6%
檜原村	字上元郷（都道33号線）		16,520	0.0%	16,520	16,435	16,870	16,735	▲ 2.1%	0.5%	▲ 1.3%
奥多摩町	氷川字大氷川（町道大氷川鍛冶屋路線）		21,700	0.0%	21,700	21,700	22,330	21,900	▲ 2.8%	0.0%	▲ 0.9%
大島町	元町一丁目（都道207号線）		27,930	0.0%	27,930	30,660	30,660	30,660	▲ 8.9%	▲ 8.9%	▲ 8.9%
利島村	字郷（村道新地山線イ号）		2,450	0.0%	2,450	2,450	2,450	2,450	0.0%	0.0%	0.0%
新島村	本村五丁目（村道本村中央線）		6,790	0.0%	6,790	6,790	6,790	6,790	0.0%	0.0%	0.0%
神津島村	神津島村（都道224号線）		7,490	0.0%	7,490	7,490	7,490	7,490	0.0%	0.0%	0.0%
三宅村	神着（都道212号線）		7,980	0.0%	7,980	7,980	7,980	7,980	0.0%	0.0%	0.0%
御蔵島村	字尾平（都道223号線）		2,240	0.0%	2,240	2,240	2,240	2,240	0.0%	0.0%	0.0%
八丈町	三根（都道216号線）		21,280	0.0%	21,280	21,770	21,770	21,770	▲ 2.3%	▲ 2.3%	▲ 2.3%
青ヶ島村	杉ノ沢（都道236号線）		1,890	0.0%	1,890	1,890	1,890	1,890	0.0%	0.0%	0.0%
小笠原村	父島字東町（都道240号線）		52,500	0.0%	52,500	52,500	52,500	52,500	0.0%	0.0%	0.0%
	市平均		—	0.0%	—	—	—	—	1.4%	3.3%	3.0%
	町村平均		—	0.0%	—	—	—	—	▲ 1.3%	▲ 0.5%	▲ 0.8%
	市町村平均		—	0.0%	—	—	—	—	0.5%	2.0%	1.7%
	都平均（特別区を含む）		—	0.0%	—	—	—	—	0.3%	2.1%	1.7%

※ 各平均は、各市町村の単純平均

各市町村及び特別区に係る令和6年度固定資産税路線価等一覧(千円/㎡)



注:( )内の数値は、令和5年1月1日～令和5年7月1日までの半年分の時点修正率である。

各市町村及び特別区の基準宅地の価格変動率の分布状況（地価下落修正後）

(R2.7.1～R5.7.1)

変動率	団体数	団体名
▲10%以上の団体	0	
▲5%以上▲10%未満の団体	1	大島町
▲5%未満の団体	7	特別区、青梅市、羽村市、あきる野市、檜原村、奥多摩町、八丈町
変動なしの団体	7	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村
0%以上5%未満の団体	17	八王子市、立川市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、東村山市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、西東京市、瑞穂町、日の出町
5%以上の団体	8	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、国立市、稲城市

各市町村及び特別区の基準宅地の路線価等順位

取扱注意

H30固定路線価 (H29. 1. 1現在)			R3固定路線価 (R2. 1. 1現在)			地価下落修正後 (R2. 7. 1現在)			地価下落修正後 (R5. 7. 1現在)		
順位	団体名	路線価(円/㎡)	順位	団体名	路線価(円/㎡)	順位	団体名	路線価(円/㎡)	順位	団体名	路線価(円/㎡)
1	特別区	35,200,000	1	特別区	40,100,000	1	特別区	37,734,100	1	特別区	37,300,000
2	立川市	4,739,000	2	立川市	5,131,000	2	立川市	5,064,000	2	立川市	5,152,000
3	武蔵野市	3,690,000	3	武蔵野市	4,900,000	3	武蔵野市	4,723,600	3	武蔵野市	5,070,000
4	八王子市	1,750,000	4	三鷹市	2,020,000	4	三鷹市	1,965,460	4	三鷹市	2,130,000
5	町田市	1,720,000	5	町田市	1,940,000	5	町田市	1,910,000	5	町田市	1,930,000
6	三鷹市	1,670,000	6	八王子市	1,890,000	6	八王子市	1,806,840	6	八王子市	1,820,000
7	府中市	1,210,000	7	調布市	1,610,000	7	調布市	1,589,070	7	調布市	1,690,000
8	調布市	1,160,000	8	府中市	1,440,000	8	府中市	1,440,000	8	府中市	1,520,000
9	国分寺市	1,120,000	9	国分寺市	1,323,000	9	国分寺市	1,309,770	9	国分寺市	1,428,000
10	小金井市	959,000	10	小金井市	1,155,000	10	小金井市	1,155,000	10	小金井市	1,176,000
11	国立市	903,000	11	国立市	980,000	11	国立市	960,400	11	国立市	1,043,000
12	多摩市	607,000	12	多摩市	637,000	12	多摩市	629,000	12	多摩市	647,000
13	西東京市	479,000	13	西東京市	581,000	13	西東京市	581,000	13	西東京市	602,000
13	日野市	479,000	14	日野市	532,000	14	日野市	526,000	14	日野市	553,000
15	狛江市	381,000	15	狛江市	388,000	15	狛江市	386,060	15	狛江市	403,200
16	東村山市	322,000	16	昭島市	332,000	16	昭島市	328,348	16	昭島市	336,000
17	小平市	319,000	16	東村山市	332,000	17	小平市	328,020	17	小平市	333,000
18	東久留米市	315,000	18	小平市	330,000	18	東村山市	326,000	18	東村山市	331,000
19	昭島市	308,000	19	東久留米市	326,200	19	東久留米市	323,900	19	東久留米市	326,200
20	福生市	305,000	20	福生市	318,000	20	福生市	311,322	20	福生市	312,000
21	清瀬市	295,000	21	清瀬市	307,000	21	清瀬市	304,230	21	清瀬市	305,000
22	青梅市	256,000	22	稲城市	269,000	22	稲城市	262,275	22	稲城市	276,000
23	稲城市	241,000	23	青梅市	259,000	23	青梅市	252,784	23	青梅市	250,000
24	羽村市	224,000	24	羽村市	226,000	24	羽村市	221,028	24	羽村市	219,000
25	東大和市	211,000	25	東大和市	217,000	25	東大和市	215,915	25	東大和市	216,300
26	あきる野市	178,000	26	あきる野市	179,000	26	あきる野市	174,525	26	あきる野市	172,900
27	武蔵村山市	117,000	27	武蔵村山市	119,000	27	武蔵村山市	117,572	27	武蔵村山市	120,000
28	日の出町	101,500	28	日の出町	101,500	28	日の出町	99,470	28	日の出町	100,100
29	瑞穂町	87,000	29	瑞穂町	※91,000	29	瑞穂町	89,000	29	瑞穂町	91,700
30	奥多摩町	23,240	30	奥多摩町	22,330	30	奥多摩町	21,905	30	奥多摩町	21,700
31	檜原村	17,220	31	檜原村	16,870	31	檜原村	16,735	31	檜原村	16,520
1	小笠原村	52,500	1	小笠原村	52,500	1	小笠原村	52,500	1	小笠原村	52,500
2	大島町	31,430	2	大島町	30,660	2	大島町	30,660	2	大島町	27,930
3	八丈町	21,770	3	八丈町	21,770	3	八丈町	21,770	3	八丈町	21,280
4	三宅村	8,190	4	三宅村	7,980	4	三宅村	7,980	4	三宅村	7,980
5	神津島村	7,490	5	神津島村	7,490	5	神津島村	7,490	5	神津島村	7,490
6	新島村	6,790	6	新島村	6,790	6	新島村	6,790	6	新島村	6,790
7	利島村	2,450	7	利島村	2,450	7	利島村	2,450	7	利島村	2,450
8	御蔵島村	2,240	8	御蔵島村	2,240	8	御蔵島村	2,240	8	御蔵島村	2,240
9	青ヶ島村	1,890	9	青ヶ島村	1,890	9	青ヶ島村	1,890	9	青ヶ島村	1,890

(注) 1 「路線価」欄の※は、基準宅地の変更を表す。

2 地価下落修正後 (R5. 7. 1) については、評価基準が案のとおり改正された場合の予定数値である。

各市町村及び特別区の基準宅地の時点修正率等順位

取扱注意

固定路線価 変動率  
(H29. 1. 1→R2. 1. 1)

順位	団体名	変動率(%)
1	奥多摩町	▲ 3.9
2	檜原村	▲ 2.0
3	日の出町	0.0
4	あきる野市	0.6
5	羽村市	0.9
6	青梅市	1.2
7	武蔵村山市	1.7
8	狛江市	1.8
9	東大和市	2.8
10	東村山市	3.1
11	小平市	3.4
12	東久留米市	3.6
13	清瀬市	4.1
14	福生市	4.3
15	瑞穂町	※4.6
16	多摩市	4.9
17	昭島市	7.8
18	八王子市	8.0
19	立川市	8.3
20	国立市	8.5
21	日野市	11.1
22	稲城市	11.6
23	町田市	12.8
24	特別区	13.9
25	国分寺市	18.1
26	府中市	19.8
27	小金井市	20.4
28	三鷹市	21.0
29	西東京市	21.3
30	武蔵野市	32.8
31	調布市	38.8

固定路線価 変動率  
(R2. 1. 1→R5. 1. 1)

順位	団体名	変動率(%)
1	特別区	▲ 7.0
2	八王子市	▲ 3.7
3	青梅市	▲ 3.5
4	あきる野市	▲ 3.4
5	羽村市	▲ 3.1
6	奥多摩町	▲ 2.8
7	檜原村	▲ 2.1
8	福生市	▲ 1.9
9	日の出町	▲ 1.4
10	清瀬市	▲ 0.7
11	町田市	▲ 0.5
12	東村山市	▲ 0.3
12	東大和市	▲ 0.3
14	東久留米市	0.0
15	立川市	0.4
16	武蔵村山市	0.8
16	瑞穂町	0.8
18	小平市	0.9
19	昭島市	1.2
20	多摩市	1.6
21	小金井市	1.8
22	稲城市	2.6
23	武蔵野市	3.5
24	西東京市	3.6
25	日野市	3.9
25	狛江市	3.9
27	調布市	5.0
28	三鷹市	5.4
29	府中市	5.6
30	国立市	6.4
31	国分寺市	7.9

時点修正率  
(R5. 1. 1→R5. 7. 1)

順位	団体名	変動率(%)
1	特別区	0.0
1	八王子市	0.0
1	立川市	0.0
1	武蔵野市	0.0
1	三鷹市	0.0
1	青梅市	0.0
1	府中市	0.0
1	昭島市	0.0
1	調布市	0.0
1	町田市	0.0
1	小金井市	0.0
1	小平市	0.0
1	日野市	0.0
1	東村山市	0.0
1	国分寺市	0.0
1	国立市	0.0
1	福生市	0.0
1	狛江市	0.0
1	東大和市	0.0
1	清瀬市	0.0
1	東久留米市	0.0
1	武蔵村山市	0.0
1	多摩市	0.0
1	稲城市	0.0
1	羽村市	0.0
1	あきる野市	0.0
1	西東京市	0.0
1	瑞穂町	0.0
1	日の出町	0.0
1	檜原村	0.0
1	奥多摩町	0.0

1	三宅村	▲ 2.6
2	大島町	▲ 2.4
3	利島村	0.0
3	新島村	0.0
3	神津島村	0.0
3	御蔵島村	0.0
3	八丈町	0.0
3	青ヶ島村	0.0
3	小笠原村	0.0

1	大島町	▲ 8.9
2	八丈町	▲ 2.3
3	利島村	0.0
3	新島村	0.0
3	神津島村	0.0
3	三宅村	0.0
3	御蔵島村	0.0
3	青ヶ島村	0.0
3	小笠原村	0.0

1	大島町	0.0
1	利島村	0.0
1	新島村	0.0
1	神津島村	0.0
1	三宅村	0.0
1	御蔵島村	0.0
1	八丈町	0.0
1	青ヶ島村	0.0
1	小笠原村	0.0

(注) 1「変動率」欄の※は、基準宅地の変更を表す。

2 時点修正率 (R5. 1. 1→R5. 7. 1) については、評価基準が案のとおり改正された場合の予定数値である。



宅地の指定市における基準宅地に係る路線価

都道府県	所在地	用途地区	(単位:千円/㎡)			(参考)		
			R6 固定路線価 (R5.1.1現在) A	R3 固定路線価 (R2.1.1現在) B	固定路線価 変動率 (R2.1.1→R5.1.1) (A/B-1)	R6 鑑定評価額 (R5.1.1現在) C	評価割合 A/C	
1	北海道	札幌市中央区北5条西3丁目 (札幌停車場線)	高度商業Ⅱ	5,845	5,005	16.8%	8,350	70.0%
2	青森県	青森市新町1丁目 (新町通り)	高度商業Ⅱ	136	139	▲2.5%	194	70.0%
3	岩手県	盛岡市大通2丁目 (大通り)	繁華街	195	218	▲10.6%	278	70.0%
4	宮城県	仙台市青葉区中央1丁目 (青葉通り)	高度商業Ⅱ	3,038	2,780	9.3%	4,340	70.0%
5	秋田県	秋田市中通2丁目 (中央通り)	高度商業Ⅱ	114	111	2.7%	164	69.5%
6	山形県	山形市香澄町1丁目 (山形県道16号山形停車場線)	高度商業Ⅱ	153	150	2.0%	219	69.9%
7	福島県	福島市栄町 (福島駅前通り)	高度商業Ⅱ	173	171	1.2%	248	69.8%
8	茨城県	水戸市宮町1丁目 (水戸駅北口ロータリー)	高度商業Ⅱ	174	179	▲2.4%	249	70.0%
9	栃木県	宇都宮市宮みらい (市道5496号線)	高度商業Ⅱ	276	255	8.2%	394	70.0%
10	群馬県	前橋市本町2丁目 (国道50号線)	高度商業Ⅱ	116	116	0.0%	166	69.9%
11	埼玉県	さいたま市大宮区桜木町2丁目 (大宮駅前広場通り)	高度商業Ⅱ	4,150	3,720	11.6%	5,940	69.9%
12	千葉県	千葉市中央区富士見2丁目 (JR千葉駅東口広場)	高度商業Ⅱ	1,610	1,365	17.9%	2,300	70.0%
13	東京都	中央区銀座5丁目 (中央通り)	高度商業Ⅱ	37,300	40,100	▲7.0%	53,400	69.9%
14	神奈川県	横浜西区南幸1丁目 (横浜駅西口駅前広場)	高度商業Ⅰ	14,700	13,600	8.1%	21,000	70.0%
15	新潟県	新潟市中央区東大通1丁目 (東大通り)	高度商業Ⅱ	395	391	1.1%	565	69.9%
16	富山県	富山市桜町1丁目 (富山駅前広場)	高度商業Ⅱ	445	427	4.3%	636	70.0%
17	石川県	金沢市堀川新町 (金沢駅東広場通り)	高度商業Ⅱ	784	840	▲6.7%	1,120	70.0%
18	福井県	福井市中央1丁目 (福井駅西口広場通り)	高度商業Ⅱ	308	280	10.0%	440	70.0%
19	山梨県	甲府市丸の内1丁目 (丸の内一丁目一号线)	高度商業Ⅱ	228	240	▲5.0%	326	70.0%
20	長野県	長野市南千歳1丁目 (長野西214号線)	高度商業Ⅱ	230	240	▲4.1%	329	70.0%
21	岐阜県	岐阜市吉野町5丁目 (主要地方道岐阜停車場線)	高度商業Ⅱ	425	405	4.8%	607	70.0%
22	静岡県	静岡市葵区呉服町2丁目 (呉服町通り)	高度商業Ⅱ	1,001	1,057	▲5.3%	1,430	70.0%
23	愛知県	名古屋市中村区名駅3丁目 (県道68号線)	高度商業Ⅰ	11,800	11,700	0.9%	16,900	69.8%
24	三重県	津市羽所町 (県道津停車場線)	高度商業Ⅱ	162	164	▲0.9%	232	70.0%
25	滋賀県	大津市春日町 (県道大津停車場本宮線)	高度商業Ⅱ	247	241	2.6%	353	70.0%
26	京都府	京都市下京区御旅町 (四条通り)	高度商業Ⅱ	6,090	5,890	3.4%	8,710	69.9%
27	大阪府	大阪市北区角田町 (御堂筋)	高度商業Ⅰ	18,830	21,210	▲11.2%	26,900	70.0%
28	兵庫県	神戸市中央区三宮町1丁目 (生田南2号線)	高度商業Ⅱ	4,370	5,040	▲13.3%	6,250	69.9%
29	奈良県	奈良市東向中町 (国道369号線)	普通商業	637	696	▲8.5%	910	70.0%
30	和歌山県	和歌山市友田町5丁目 (県道と歌山停車場線)	高度商業Ⅱ	301	300	0.3%	431	69.8%
31	鳥取県	鳥取市栄町 (主要地方道鳥取停車場線)	高度商業Ⅱ	85	94	▲9.7%	121	70.0%
32	島根県	松江市朝日町 (主要地方道松江停車場線)	高度商業Ⅱ	119	118	0.6%	170	70.0%
33	岡山県	岡山市北区本町 (市道南方柳町線通り)	高度商業Ⅱ	1,460	1,290	13.2%	2,090	69.9%
34	広島県	広島市中区胡町 (相生通り)	高度商業Ⅰ	2,968	2,877	3.2%	4,240	70.0%
35	山口県	山口市小郡黄金町 (県道山口阿知須宇部線)	普通商業	125	125	0.0%	179	69.8%
36	徳島県	徳島市一番町3丁目 (駅前広場)	高度商業Ⅱ	256	268	▲4.4%	366	70.0%
37	香川県	高松市丸亀町 (高松丸亀町商店街)	繁華街	307	306	0.2%	438	70.0%
38	愛媛県	松山市大街道2丁目 (大街道)	繁華街	582	575	1.2%	831	70.0%
39	高知県	高知市帯屋町1丁目 (帯屋町商店街)	繁華街	182	188	▲3.3%	260	70.0%
40	福岡県	福岡市中央区天神2丁目 (渡辺通り)	高度商業Ⅰ	7,700	7,700	0.0%	11,000	70.0%
41	佐賀県	佐賀市駅前中央1丁目 (県道29号線)	高度商業Ⅱ	173	163	6.1%	248	69.8%
42	長崎県	長崎市浜町 (国道324号線)	高度商業Ⅱ	674	661	2.0%	963	70.0%
43	熊本県	熊本市中央区手取本町 (下通りアーケード)	繁華街	1,785	1,855	▲3.8%	2,550	70.0%
44	大分県	大分市末広町1丁目 (大分駅北口駅前広場)	高度商業Ⅱ	470	455	3.4%	672	70.0%
45	宮崎県	宮崎市橋通西3丁目 (橋通り)	高度商業Ⅱ	200	202	▲0.7%	286	70.0%
46	鹿児島県	鹿児島市東千石町 (天文館電車通り)	高度商業Ⅱ	798	805	▲0.9%	1,140	70.0%
47	沖縄県	那覇市久茂地3丁目 (国際通り)	高度商業Ⅱ	1,232	1,239	▲0.6%	1,760	70.0%
単純平均						0.7%		69.9%

(注)1 固定路線価変動率は、R3基準年度の価格調査基準日からR6基準年度の価格調査基準日までの基準宅地に係る路線価変動率を表している。

(注)2 R6鑑定評価額は、不動産鑑定士等による鑑定評価価格又は地価公示価格(鑑定評価上の補正を含まない標準価格)。

(注)3 固定路線価変動率及び評価割合は、表示単位未満の数値を含めて計算している。

## 田、畑及び山林の基準地価格（案）

	田			畑			山林		
	令和6年度 基準地価格	令和3年度 基準地価格	変動割合 令6/令3	令和6年度 基準地価格	令和3年度 基準地価格	変動割合 令6/令3	令和6年度 基準地価格	令和3年度 基準地価格	変動割合 令6/令3
	(円/10a)		(倍)	(円/10a)		(倍)	(円/10a)		(倍)
八王子市	144,000	144,000	1.00	93,600	93,600	1.00	45,500	45,500	1.00
立川市	—	—	—	109,000	109,000	1.00	58,300	58,300	1.00
武蔵野市	—	—	—	144,500	144,500	1.00	—	—	—
三鷹市	110,000	110,000	1.00	144,500	144,500	1.00	—	—	—
青梅市	104,000	104,000	1.00	99,000	99,000	1.00	38,700	38,700	1.00
府中市	126,200	126,200	1.00	108,000	108,000	1.00	—	—	—
昭島市★	114,100	114,100	1.00	101,000	101,000	1.00	60,400	60,400	1.00
調布市★	129,200	129,200	1.00	★140,600	140,600	1.00	—	—	—
町田市	128,700	128,700	1.00	88,000	88,000	1.00	63,700	63,700	1.00
小金井市	—	—	—	117,000	117,000	1.00	—	—	—
小平市	—	—	—	125,000	125,000	1.00	—	—	—
日野市	106,000	106,000	1.00	70,500	70,500	1.00	37,500	37,500	1.00
東村山市	94,900	94,900	1.00	110,000	110,000	1.00	—	—	—
国分寺市	—	—	—	110,000	110,000	1.00	—	—	—
国立市	137,300	137,300	1.00	107,000	107,000	1.00	59,000	59,000	1.00
福生市	—	110,000	—	100,000	100,000	1.00	23,959	23,959	1.00
狛江市	—	—	—	134,000	134,000	1.00	—	—	—
東大和市	—	—	—	105,000	105,000	1.00	34,000	34,000	1.00
清瀬市	—	—	—	70,000	70,000	1.00	—	—	—
東久留米市	—	—	—	89,800	89,800	1.00	57,400	57,400	1.00
武蔵村山市	102,000	102,000	1.00	110,400	110,400	1.00	31,700	31,700	1.00
多摩市	94,900	94,900	1.00	63,000	63,000	1.00	—	—	—
稲城市	143,400	143,400	1.00	111,000	111,000	1.00	28,900	28,900	1.00
羽村市	108,500	108,500	1.00	★81,300	81,300	1.00	26,050	26,050	1.00
あきる野市	115,600	115,600	1.00	108,600	108,600	1.00	37,500	37,500	1.00
西東京市	—	—	—	140,680	140,680	1.00	—	—	—
瑞穂町	—	—	—	110,000	110,000	1.00	24,000	24,000	1.00
日の出町	29,200	29,200	1.00	98,870	98,870	1.00	38,450	38,450	1.00
檜原村	71,500	71,500	1.00	66,900	66,900	1.00	37,150	37,150	1.00
奥多摩町★	★121,400	121,400	1.00	★82,006	82,006	1.00	46,800	46,800	1.00
大島町	—	—	—	38,640	38,640	1.00	7,190	7,190	1.00
利島村	—	—	—	5,410	5,410	1.00	2,760	2,760	1.00
新島村	—	—	—	27,615	27,615	1.00	2,710	2,710	1.00
神津島村	—	—	—	17,200	17,200	1.00	2,570	2,570	1.00
三宅村	—	—	—	14,449	14,449	1.00	3,973	3,973	1.00
御蔵島村	—	—	—	4,190	4,190	1.00	1,180	1,180	1.00
八丈町	41,070	41,070	1.00	26,000	26,000	1.00	4,010	4,010	1.00
青ヶ島村	—	—	—	4,746	4,746	1.00	920	920	1.00
小笠原村	—	—	—	6,840	6,840	1.00	1,040	1,040	1.00
特別区	220,000	220,000	1.00	220,000	220,000	1.00	—	—	—
都平均	112,099	111,999	1.00	87,609	87,609	1.00	28,717	28,717	1.00

※ ★は基準地の変更を表す。

田、畑及び山林の指定市町村における基準地価格

都道府県	田			畑			山林		
	指定市町村名	基準地価格 (円/10a)	変動割合 令6/令3	指定市町村名	基準地価格 (円/10a)	変動割合 令6/令3	指定市町村名	基準地価格 (円/10a)	変動割合 令6/令3
北海道	美幌市	77,000	1.000	音更町	28,100	1.000	北見市	6,512	1.000
青森県	つがる市	124,300	1.000	青森市	○ 49,100	1.000	十和田市	25,300	1.000
岩手県	花巻市	134,700	1.000	北上市	55,000	1.000	花巻市	26,300	1.000
宮城県	美里町	148,500	1.000	大崎市	68,200	1.000	登米市	32,000	0.947
秋田県	大仙市	153,900	1.000	横手市	71,300	1.000	由利本荘市	36,190	0.983
山形県	酒田市	134,500	1.000	米沢市	53,500	1.000	金山町	32,000	1.000
福島県	桑折町	162,000	1.000	矢吹町	65,000	1.000	棚倉町	34,300	1.000
茨城県	桜川市	140,000	1.000	桜川市	76,600	1.000	常陸大宮市	36,600	1.000
栃木県	芳賀町	173,900	1.000	下野市	82,200	1.000	鹿沼市	38,800	1.000
群馬県	高崎市	○ 169,600	1.000	高崎市	109,200	1.000	下仁田町	36,000	1.000
埼玉県	熊谷市	134,100	1.000	深谷市	105,600	1.000	秩父市	45,700	1.000
千葉県	多古町	121,800	1.000	茂原市	83,400	1.000	大多喜町	42,700	1.000
東京都	八王子市	144,000	1.000	武蔵村山市	110,400	1.000	奥多摩町	46,800	1.000
神奈川県	平塚市	142,400	1.000	海老名市	96,100	1.000	南足柄市	46,700	1.000
新潟県	新潟市	145,000	1.000	新潟市	77,700	1.000	村上市	42,600	0.966
富山県	入善町	143,600	1.000	富山市	66,000	1.000	氷見市	35,600	1.000
石川県	能美市	152,000	1.000	加賀市	79,500	1.000	七尾市	39,500	1.000
福井県	南越前町	166,000	1.000	大野市	○ 77,800	1.000	福井市	○ 39,100	1.000
山梨県	南アルプス市	130,800	1.000	甲州市	101,800	1.000	南部町	36,400	1.000
長野県	松本市	168,900	1.000	塩尻市	61,800	1.000	佐久市	26,820	1.000
岐阜県	大垣市	155,700	1.000	垂井町	○ 81,200	1.000	郡上市	25,350	1.000
静岡県	袋井市	114,100	1.000	掛川市	73,800	1.000	浜松市	26,600	1.000
愛知県	安城市	148,000	1.000	西尾市	122,000	1.000	豊田市	37,000	1.000
三重県	伊賀市	164,500	1.000	亀山市	87,400	1.000	松阪市	○ 40,200	1.000
滋賀県	東近江市	153,300	1.000	野洲市	91,300	1.000	甲賀市	33,900	1.000
京都府	南丹市	175,400	1.000	木津川市	87,400	1.000	京丹波町	37,600	1.000
大阪府	貝塚市	181,500	1.000	岸和田市	95,000	1.000	河内長野市	38,500	1.000
兵庫県	小野市	184,600	1.000	豊岡市	84,600	1.000	新温泉町	35,300	1.000
奈良県	田原本町	183,000	1.000	宇陀市	93,000	1.000	川上村	37,900	1.000
和歌山県	橋本市	150,370	1.000	かつらぎ町	95,900	1.000	有田川町	29,200	1.000
鳥取県	鳥取市	178,700	1.000	北栄町	75,490	1.000	八頭町	23,200	1.000
島根県	大田市	131,200	1.000	雲南市	79,830	1.000	安来市	17,400	1.000
岡山県	吉備中央町	180,200	1.000	吉備中央町	92,800	1.000	鏡野町	28,000	0.982
広島県	安芸高田市	171,000	1.000	尾道市	102,200	1.000	廿日市市	23,900	1.000
山口県	山口市	130,350	1.000	美祢市	66,000	1.000	山口市	25,100	1.000
徳島県	阿南市	189,400	1.000	吉野川市	101,900	1.000	那賀町	23,940	1.000
香川県	三豊市	148,400	1.000	三豊市	70,900	1.000	まんのう町	24,900	1.000
愛媛県	伊予市	146,300	1.000	西条市	90,200	1.000	西条市	21,000	1.000
高知県	四万十町	174,700	1.000	四万十町	81,600	1.000	仁淀川町	19,900	1.000
福岡県	朝倉市	174,400	1.000	朝倉市	82,800	1.000	八女市	31,000	1.000
佐賀県	小城市	148,000	1.000	伊万里市	75,000	1.000	嬉野市	45,400	1.000
長崎県	佐世保市	154,700	1.000	雲仙市	89,320	1.000	大村市	○ 29,329	1.000
熊本県	益城町	171,100	1.000	菊陽町	60,000	1.000	菊池市	○ 28,800	1.000
大分県	宇佐市	127,100	1.000	豊後大野市	48,000	1.000	竹田市	◎ 18,000	1.000
宮崎県	都城市	142,000	1.000	国富町	57,200	1.000	日南市	30,000	1.000
鹿児島県	湧水町	158,100	1.000	錦江町	70,400	1.000	曾於市	35,600	1.000
沖縄県	名護市	71,920	1.000	中城村	56,500	1.000	国頭村	15,200	1.000
単純平均		150,533	1.000		79,363	1.000		31,663	0.997

(注) ◎は指定市町村の変更、○は基準地の変更があったことを示す。なお、基準地の変更があった指定市町村の変動割合は、変更後の地点のものである。

## < 参 考 >

- 1 令和5年東京都地価調査等の状況
- 2 地方税法（抜粋）・東京都固定資産評価審議会条例
- 3 東京都固定資産評価審議会委員名簿

1 令和5年東京都地価調査等の状況  
(地価公示価格・基準地価)

# 令和5年地価調査 基準地価格区市町村別用途別対前年変動率

令和5年7月1日現在

区分 地区	区分 地区					区分 地区						
	住宅地	商業地	工業地	全用途	住宅地 見込地	商業地	工業地	全用途	住宅地 見込地	商業地	工業地	全用途
千代田区	4.4	4.4	4.4	4.4	3.2	4.1	3.4	3.4	1.3	1.2	7.1	1.8
中央区	4.4	3.4	3.5	3.5	3.1	4.7	3.9	3.9	1.7	1.9		1.8
港区	5.0	5.0	2.2	4.9	2.9	4.6	3.2	3.2	1.5	1.7	8.6	2.4
新宿区	4.4	4.4		4.4	3.7	4.1	3.8	3.8	0.8	1.0		0.8
渋谷区	4.1	4.5		4.4	2.7	2.3	5.3	2.8	1.9	1.6	4.0	2.2
都心5区	4.5	4.3	2.2	4.3	3.7	3.9	3.8	3.8	0.1			0.1
文京区	6.1	6.8		6.6	2.3	3.1	2.4	2.4	0.0			0.0
台東区	5.4	7.0		6.9	2.3	2.2	2.3	2.3	0.0	0.0		0.0
墨田区	4.9	4.8		4.8	2.5	2.1	2.1	2.4	1.1	1.2	6.7	1.5
江東区	4.9	5.0	3.1	4.8	3.9	6.2	4.3	4.3				
品川区	5.5	5.7		5.6	4.4	4.8	4.4	4.4	2.1	2.9	6.6	2.3
目黒区	5.3	5.2		5.3	4.1	2.2	3.8	3.8				
大田区	3.8	4.7	3.3	4.1	1.5	1.4	1.5	1.5				
世田谷区	3.1	4.4		3.4	2.0	2.2	2.0	2.0				
中野区	4.5	5.7		5.1	2.0	2.6	2.1	2.1				
杉並区	4.3	5.6		4.8	1.7	2.2	1.8	1.8				
豊島区	6.2	6.6		6.4	2.2	3.6	2.5	2.5	0.0	▲ 0.5		▲ 0.2
北区	4.7	7.3	4.4	5.8	2.8	3.6	3.0	3.0	0.0	0.0		0.0
荒川区	5.5	6.5		6.1	1.5	2.7	1.8	1.8	0.0	0.0		0.0
板橋区	4.6	5.6		5.0	1.1	2.2	1.3	1.3	0.0			0.0
練馬区	3.3	4.3		3.5	3.3	2.5	3.2	3.2	0.0	0.0		0.0
足立区	4.2	4.7	4.6	4.4	1.1	2.4	1.4	1.4	0.0	0.0		0.0
葛飾区	3.2	4.9	3.9	3.7	3.2	3.2	3.2	3.2	0.0	▲ 0.2		0.0
江戸川区	3.8	4.2	4.1	3.9	1.7	2.5	1.9	1.9				
その他区	4.1	5.5	3.7	4.7								
区部全域	4.2	5.1	3.6	4.6					3.0	0.1	4.5	4.7
東京都全域												3.6

(注) ・単位%、▲印はマイナスを示す。  
 ・林地は集計から除外した。

# 令和5年地価公示 区市町村別用途別対前年変動率

令和5年1月1日現在（単位：％）

区分 地区	区分 地区				区分 地区				区分 地区						
	住宅地	商業地	工業地	全用途	住宅地	商業地	工業地	全用途	住宅地	商業地	工業地	全用途	住宅地	商業地	工業地
千代田区	3.2	2.1		2.3	立川市	3.1	2.6	5.6	3.0	青梅市	0.7	0.9			0.7
中央区	4.0	2.1		2.4	武蔵野市	3.0	3.4		3.1	福生市	1.6	1.2			1.5
港区	3.6	2.8		3.1	三鷹市	2.4	2.8		2.5	羽村市	1.3	2.3		9.9	2.2
新宿区	4.2	3.1		3.5	府中市	3.3	2.8	2.1	3.2	あきる野市	0.7	0.5		2.3	0.8
渋谷区	3.8	2.6		3.1	昭島市	1.4	1.2	5.3	1.5	瑞穂町	1.0	1.7		7.5	1.6
都心5区	3.8	2.5		2.9	調布市	3.6	4.1		3.6	日の出町	0.3			7.5	1.5
文京区	4.4	4.6		4.5	小金井市	1.9	2.6		2.0	繪原村					
台東区	4.8	4.1		4.2	小平市	1.3	0.8		1.2	奥多摩町					
墨田区	4.1	3.8		3.9	東村山市	1.0	0.9	1.3	1.0	西多摩	0.9	1.1		6.8	1.1
江東区	4.1	4.3	2.7	4.1	国分寺市	3.1	3.2		3.1	多摩全域	1.6	2.1		4.5	1.8
品川区	4.1	3.9	4.1	4.0	国立市	2.9	3.1	2.6	2.9						
目黒区	3.7	4.6		4.0	狛江市	3.1	3.9		3.2						
大田区	3.3	3.5	3.8	3.4	東大和市	1.0	1.0	1.3	1.0						
世田谷区	2.3	3.4		2.5	清瀬市	1.1	0.7	1.4	1.1						
中野区	4.6	5.2		4.9	東久留米市	1.6	1.2	1.5	1.6						
杉並区	3.7	4.7		4.0	武蔵村山市	1.6	1.1	6.4	1.8						
豊島区	4.7	4.6		4.7	西東京市	1.5	2.7		1.8						
北区	4.5	5.2		4.8	北多摩	2.3	2.4	3.1	2.3	大島町	▲ 1.3	▲ 2.7			▲ 1.7
荒川区	4.4	5.2		4.7	八王子市	0.9	1.7	9.2	1.1	新島村	0.0	0.0			0.0
板橋区	3.3	4.1	3.0	3.5	町田市	0.6	1.6		0.8	神津島村	0.0	0.0			0.0
練馬区	2.8	3.2		2.9	日野市	1.9	2.5	2.7	2.0	三宅村	0.0	0.0			0.0
足立区	3.4	3.6	3.0	3.5	多摩市	0.7	2.2		0.9	八丈町	0.0	▲ 0.3			▲ 0.1
葛飾区	2.8	3.6		3.1	稲城市	2.5	2.0		2.4	小笠原村	0.0	0.0			0.0
江戸川区	3.2	3.9	3.4	3.4	南多摩	1.0	1.8	5.3	1.2	島部	▲ 0.2	▲ 0.5			▲ 0.3
その他区	3.4	4.2	3.2	3.7											
区部全域	3.4	3.6	3.2	3.5											
					東京都全域	2.6	3.3	3.8	2.8						

(注) ・▲印はマイナスを示す。  
・林地は集計から除外した。

## 2 地方税法（抜粋）・東京都固定資産評価審議会条例



○ 地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）（抜粋）

（道府県固定資産評価審議会）

第四百一条の二 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。

3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。

一 道府県知事が定める第三百八十八条第一項の固定資産評価基準の細目に関すること。

二 第四百十九条第一項の勧告

4 委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

## ○ 東京都固定資産評価審議会条例（昭和37年10月16日条例第108号）

### （目的）

第一条 この条例は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百一条の二第五項の規定に基づき、東京都固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

### （組織）

第二条 審議会は、次に掲げる者につき知事が任命する委員十二人以内をもつて組織する。

- 一 学識経験を有する者 六人以内
- 二 国の関係地方行政機関の職員 二人以内
- 三 市町村の職員 二人以内
- 四 東京都の職員 二人以内

### （委員の任期）

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

### （会長）

第四条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### （招集）

第五条 審議会は、知事が招集する。

### （定足数及び表決数）

第六条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### （説明聴取）

第七条 会長は、必要があると認めるときは、審議会にはかつて関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明または意見をきくことができる。

### （補則）

第八条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第二二号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第九号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都固定資産評価審議会条例第二条の委員である者の任期は、この条例による改正後の東京都固定資産評価審議会条例第三条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年五月三十一日までとする。

### 3 東京都固定資産評価審議会委員名簿

## 東京都固定資産評価審議会委員名簿

区分	氏名	職名
学識経験者	いで たかこ 井出 多加子	成蹊大学経済学部名誉教授
	とぼり たもつ 戸張 有	一般財団法人日本不動産研究所公共部長
	かしはら りな 柏原 理奈	柏原総合鑑定代表不動産鑑定士
	さだゆき まりこ 定行 まり子	日本女子大学家政学部教授
	たけべ なつみ 武部 奈都美	三菱UFJ信託銀行不動産コンサルティング部 副部長兼不動産鑑定室長
	のざき けいたろう 野崎 啓太郎	東京都農業協同組合中央会会長
国の関係地方 行政機関職員	たかはし ふみのり 高橋 史典	東京法務局民事行政部長
	まつしお としのり 松汐 利悟	東京国税局課税第一部長
市町村職員	こばやし ようこ 小林 洋子	小平市長
	よしもと こうじ 吉本 昂二	檜原村長
東京都職員	のま たつや 野間 達也	総務局長
	こだま えいいちろう 児玉 英一郎	主税局長